

# 優良運転者を表彰します



平成25年  
**受付期間 (期間厳守)** 8月1日(木)から  
 9月30日(月)まで  
土日祝日を除く8:30~17:15まで

## 1 表彰の条件

交通安全協会会員であり、右の期間無事故・無違反で過去に同種の表彰や上局の表彰を受賞していないこと。

一般ドライバー								職業ドライバー
5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	3年以上 (運転経歴5年以上)

## 2 申請方法

- 申請は、表彰上申書に「無事故・無違反証明書」を添えるとともに、会員証又は会員証のコピーを提示して申請してください。  
 ◎「無事故・無違反証明書」は、自動車安全運転センターに申請（交付手数料630円及び郵便振込料金が必要です。）してください。  
 ◎「無事故・無違反証明書」の申請用紙は、小川警察署・交番・駐在所に用意しております。  
 ◎「無事故・無違反証明書」は、申請から発行まで15日以上かかる場合がありますので、期間に余裕を持って早めに請求してください。
- 職業ドライバーの場合は、上記書類のほかに事業所の「運転業務経歴書」が必要です。

## 3 申込先

小川地方交通安全協会（小川警察署内）	
小川町役場（総務課） ☎72-1221	ときがわ町役場（総務課） ☎65-1521
嵐山町役場（地域支援課） ☎62-2152	東秩父村役場（総務課） ☎82-1221

## 4 表彰日時・場所

平成25年11月23日(土) 小川町民会館（リリックおがわ）

## 5 事務局

小川地方交通安全協会（小川警察署内） ☎72-1919



小川警察署・小川地方交通安全協会

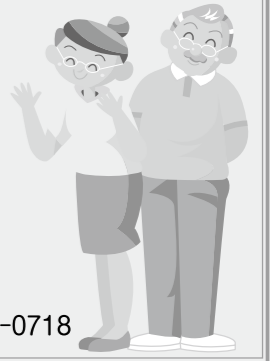


## 交通安全協会協賛店の募集

- 趣旨**  
交通安全意識の向上と交通安全思想の普及・高揚活動にご協力頂きます。（管内8、県内732、県外36店舗加入）
- 条件**  
5%程度の商品・役割引を実施して頂けること。
- 利点**  
運転免許更新者のうち交通安全協会入会者に、協賛店一覧表を配付します。協賛店としての無料宣伝ができます。
- 申込先**  
小川地方交通安全協会事務局 ☎72-1919

## こちら 地域包括支援センターです

地域包括支援センターは  
 シニアの皆さんの  
 総合相談窓口です



問合せ ☎62-0718

元気度チェック表のご協力  
 ありがとうございます

元気度チェック表を返送いただいた方には、7月初旬に結果アドバイス票を送付しましたので、介護予防にご活用ください。  
 また、一定の基準に該当された方には、介護予防教室の案内をさせていただきますので、まだお申込みでない方は、ぜひご参加ください。  
 ○元気はつらつ体操教室：運動機能・栄養・口腔機能・閉じこもり予防など  
 ○元気はつらつ口腔教室：口腔機能・栄養・閉じこもり予防など  
 ○ふれあいの会：閉じこもり・認知症予防など

元気度チェック表未返送の方のうち  
 75歳以上の方を訪問しています。

楽しい「あたまの体操」で  
 認知症から脳を守ろう！

## 「脳の健康教室」学習者募集

- ★脳の健康教室とは  
 65歳以上の方を対象に、週1回30分程度、簡単な読み書き・計算の教材とコミュニケーションを行うことで、認知症の予防を行うことが目的です。
- 内容** 読み書き・簡単な計算の学習を行います。
- 対象者** 65歳以上の町民の方で毎週1回学習教室への参加と毎日10分程度の自宅学習が可能なる方
- 定員** 20名 ※定員を超えた場合抽選となります。申込者全員に、9月中旬、参加の可否を通知いたします。
- 学習期間** 平成25年10月10日～平成26年3月26日まで（6か月間）
- 曜日** 毎週 木曜日（週によっては水曜又は金曜のこともあります）

時間 (各10名)

一限目：午後1時30分～2時  
 二限目：午後2時10分～2時40分  
 活き活きふれあいプラザなごみ

**費用** 無料  
**申込方法** 電話にて、地域包括支援センター（長寿生きがい課内）へお申し込みください。

**申込締切** 8月30日(金)  
 ＊参加者には、10月3日(木)に事前説明会を行う予定です。（詳細は、別途ご連絡いたします。）

★「脳の健康教室」で使う教材の見本です。やさしい計算と音読が脳（前頭前野）を活性化させるという東北大学・川島隆太教授（医学博士）の研究により専門的に開発された教材を使います。



※「脳の健康教室」を手伝ってくださるサポーターを募集中です。

## シートベルト・チャイルドシート着用促進運動実施中

8月1日～31日まで

自動車乗車中の交通事故から身体を守るため、身体損傷の軽減に効果の高いチャイルドシートの使用及びシートベルトの着用を推進します。  
 6才未満の幼児はチャイルドシートの使用が義務化されています。必ずチャイルドシートを使用しましょう。  
 また、後部座席のシートベルト着用率が低いことから運転手は同乗者に必ずシートベルトを着用させましょう。

